

第2次健康くまもと21基本計画について

1 概要

この計画は、健康増進法の規定に基づく「市町村健康増進計画」として、国の基本方針等を勘案し、定めるもので市民の健康づくりのための施策の目標や方向性等について定める。

2 計画期間

平成25年度から34年度（10年間：平成30年度見直し）※27年度に短期的評価を実施

3 主な内容等

(1) めざすもの（理念）

全ての市民が生涯を通して、住み慣れた地域で健康でいきいきと暮らせるまちを市民と協働でつくる

【成果指標】

- ・ 健やかにいきいきと暮らしていると感じる市民の割合 58.9% (H24) ⇒ 65.0% (H30)
- ・ 自ら健康づくりに取り組んでいる市民の割合 68.9% (H24) ⇒ 75.0% (H30)

(2) 基本目標

① 健康意識の醸成

自らの健康は自ら守るという観点のもと、自己管理能力の向上を目指す。

② 健康分野における地域コミュニティづくり

地域や職場等における支援等、地域社会が取り組む環境づくりを目指す。

③ 健康寿命の延伸

高齢になっても元気に活動できる期間を延ばすことを目指す。

(3) 主な施策等

① 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底

がん等の生活習慣病の発症予防から推進体制の整備等総合的な対策に取り組む。

② 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上

乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた、健康づくりを支援する。

また、メンタルヘルス対策等のこころの健康づくりにも取り組む。

③ 健康づくりを進める生活習慣の改善と環境づくり

生活習慣の基本的な構成要素である栄養・食生活、運動・身体活動等の改善とこれらを取り巻く環境づくりに取り組む。

④ 健康を支え、守るための社会環境の整備

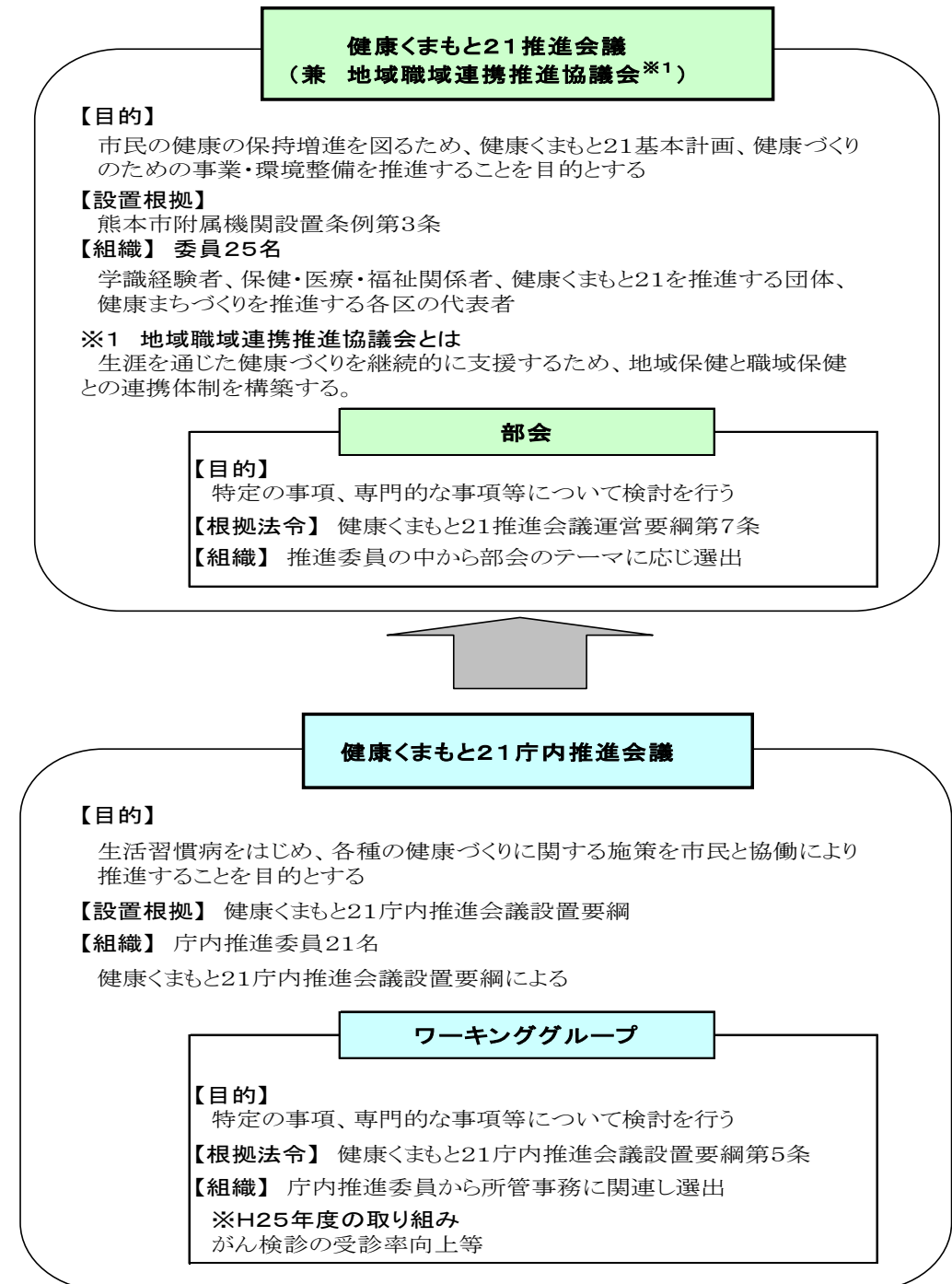
「校区単位の健康まちづくり」に取り組むとともに、食生活改善推進員や8020推進員等のボランティアの育成等を図る。

また、企業・大学等との連携により、食生活の改善等の健康づくりを推進する。

(4) 推進体制 ※右図参照

外部有識者、関係団体及び市民等で構成する「健康くまもと21推進会議」を設置し、計画の進捗状況等を報告するとともに、各機関の取り組み等の情報共有化を図り、計画を推進する。

また、この会議に「地域職域連携推進協議会」としての機能を位置づける。



4 市民・団体・行政の役割(健康くまもと21基本計画P19、がんについて抜粋)

市民一人ひとりの健康づくりを支えるためには、市民や関係機関・団体、行政の協働による地域社会全体の取り組みが必要です。そのため、それぞれが取り組みの情報を共有・連携し、進めていきます。

施策の方向性	それぞれの役割			目標値
	市民	関係団体	行政	
(1) 発症予防	<ul style="list-style-type: none"> ●がんやがんのリスクを高める生活習慣(喫煙、飲酒、食事、ストレス、職業)に関する知識と日常生活の中でそれを改善する技術を習得する ●家族、仲間同士で禁煙に取り組む ●子宮頸がん予防ワクチンの接種をする ●がんに関するイベントや講演会等に積極的に参加する 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民が、がんの発症予防に関する知識と技術を習得するよう支援する(がんに関する啓発イベントの開催等) 	<ul style="list-style-type: none"> ●がんに対する正しい知識の普及啓発と予防の教育 ●禁煙支援、受動喫煙防止のための環境整備を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ●75歳未満のがんの年齢調整死亡率の減少(10万人当たり) ●がん検診の受診率の向上
		みを支援する		